令和８年（フ）第２１７号
山梨県甲府市伊勢３丁目３番17号　ダイタ伊勢ハイツ403
債務者　菊島　玲央
1　決定年月日時　令和８年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第５６号
長野県佐久市猿久保900番地１　オーケーハイツ305
債務者　村上　由美
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
長野地方裁判所佐久支部

令和８年（フ）第６７号
長野県小諸市市町三丁目９番１号　ビレッジハウス向田２―304
債務者　五加　秀誓
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
長野地方裁判所佐久支部

令和８年（フ）第３０９号
静岡県藤枝市郡1121番地の11、住民票上の住所静岡県藤枝市音羽町６丁目13番地の６
債務者　有坂　涼一
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３４１号
静岡県焼津市三ケ名945番地の１　パール103号
債務者　岸山　龍見
1　決定年月日時　令和８年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３８９号
兵庫県姫路市書写406番地２
債務者　有元　由佳
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４１０号
兵庫県加古川市別府町別府835番地の１　マンハイム加古川720号、従前の住所兵庫県加古川市別府町別府835番地の１　マンハイム加古川218号
債務者　横道　慎史
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４１５号
兵庫県姫路市飾磨区細江808番地１　ｐｒｏｆｕｍ　ｃａｓａｇｒａｎｄｅ103
債務者　中谷真里那（旧姓角井、安達）
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第１号
奈良県大和郡山市小泉町1678番地１　小泉県営住宅Ａ－４棟202号
債務者　西田　良子
1　決定年月日時　令和８年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１８１号
奈良市西登美ヶ丘二丁目Ｆ３番408号
債務者　佐伯　　央
1　決定年月日時　令和８年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１９７号
奈良県生駒市壱分町238番地１　グレイス新102
債務者　福本　浩子
1　決定年月日時　令和８年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１７１号
奈良県御所市283番地の17
債務者　有江　祐子（旧姓原）
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１１７号
鳥取県境港市米川町70番地５　サンフラワー201
債務者　中村　有子
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第１２１号
鳥取県日野郡日野町板井原432番地
債務者　池田　寿栄
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第３８２号
岡山市中区兼基363番地１　101号
債務者　高橋　利和
1　決定年月日時　令和８年７月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４２５号
岡山市北区南方三丁目10番31号　メゾンホワイト　205
債務者　岩岡　一輝（旧姓木村）
1　決定年月日時　令和８年７月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３２号
愛媛県東温市田窪3013番地５　ユーミーＷＡＴＡＮＡＢＥ302号
債務者　角藤　樹里
1　決定年月日時　令和８年７月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
松山地方裁判所民事部